

# 令和元年第4回上三川町議会定例会会議録

令和元年12月2日（月）

## 1 目 目

（議案上程審議、一部採決、委員会付託）

令和元年12月2日～12月11日

町議会定例会会議録

令和元年12月2日第4回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記（総務係長） 渡邊由紀子  
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	石崎 薫
企画課長	枝 淑子	税務課長	海老原昌幸
住民課長	星野 和弘	地域生活課長	川島 信一
健康福祉課長	梅沢 正春	子ども家庭課長	田仲 進壽
農政課長兼農業委員会事務局長	小池 光男	商工課長	枝 博信
都市建設課長	鶴見 幸一	建築課長	川島 勝也
上下水道課長	伊藤 知明	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	吉澤 佳子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2  | 会期の決定  |
| 日程第3  | 議案第63号 上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程第4  | 議案第64号 上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について      |
| 日程第5  | 議案第65号 上三川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について                |
| 日程第6  | 議案第66号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第7  | 議案第67号 栃木県市町村総合事務組合規約の一部変更について                           |
| 日程第8  | 議案第68号 上三川町立図書館の指定管理者の指定について                             |
| 日程第9  | 議案第69号 上三川町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について        |
| 日程第10 | 議案第70号 上三川町企業誘致等条例の一部を改正する条例の制定について                      |
| 日程第11 | 議案第71号 上三川町工場立地法準則条例の制定について                              |
| 日程第12 | 議案第72号 上三川町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 日程第13 | 議案第73号 令和元年度上三川町一般会計補正予算（第3号）                            |
| 日程第14 | 議案第74号 令和元年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）                    |
| 日程第15 | 議案第75号 令和元年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）                      |
| 日程第16 | 議案第76号 令和元年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）                     |
| 日程第17 | 議案第77号 令和元年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）                    |
| 日程第18 | 議案第78号 令和元年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）                          |
| 日程第19 | 議案第79号 令和元年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）                         |
| 日程第20 | 陳情第8号 介護福祉職員処遇を当面月4万円引き上げる助成制度の新設を国に求める意見書の提出を要請する陳情     |

午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

令和元年第4回上三川町議会定例会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

初めに、このたびの台風19号により被害を受けられた方々に、この場をお借りいたしまして、お見舞いを申し上げます。

本定例会は、条例制定などの重要議案が提出されます。議員各位におかれましては慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますようご期待いたします。また、議会運営につきましてもご協力をお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

ここで、町長より発言の申し出がありますので、許します。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま議長のご配慮により発言の機会を頂戴いたしましたので、このたびの台風19号について、所感を申し上げます。

初めに、台風19号により、町内におきましても被害を受けられた方がいらっしゃいました。この場をお借りして、改めてお見舞いを申し上げます。

町道、河川などの公共土木施設や農地、農業用水路などの農業生産基盤にも被害を受けており、町としても、一日も早い復興に努めてまいりたいと考えております。また、災害対応につきましては、至らない部分もあり、町民の皆様にご迷惑をおかけしたことを真摯に反省しております。今回の災害対応について、現在、内部による検証を進めているとともに、避難された方や自主防災組織など町民の皆様からご意見を伺っております。その中で、浮かび上がる課題や反省を踏まえ、今後の防災対策や災害対応に反映させ、一丸となり、安全安心なまちづくりに努めてまいる所存でありますので、議員の皆様にはご支援、ご協力をお願いしたいと存じます。

---

○議長【田村 稔君】 ただいまから令和元年第4回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16人です。

---

○議長【田村 稔君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長【小島賢一君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、監査関係では、例月現金出納検査結果が、令和元年8月分から10月分までの3カ月分、及び令和元年10月に実施された定例監査結果報告が提出されております。

次に、組合議会関係では、令和元年第3回小山広域保健衛生組合議会定例会審査結果報告が提出され

ております。

次に、去る11月13日に開催されました全国町村議会議長会創立70周年記念式典において、稲葉弘議員が30周年以上にわたり町議会議員として議会活動にいそしみ、地域社会の発展及び住民福祉の向上に尽力されたとして表彰されました。よって、表彰状の伝達を行います。

稲葉議員は中央で左向きにお立ちいただきたいと思います。

(表彰状伝達・授与・拍手)

以上で表彰状の伝達、諸般の報告を終わります。

○議長【田村 稔君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりでございます。日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、13番・松本 清君、14番・稲葉 弘君を指名いたします。

---

○議長【田村 稔君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。11番、議会運営委員長、生出慶一君。

(11番・議会運営委員長 生出慶一君 登壇)

○11番・議会運営委員長【生出慶一君】 本日招集されました令和元年第4回町議会定例会の会期運営につきまして、議長より諮問され、11月12日及び26日に議会運営委員会を開き協議をしましたので、その結果について報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、議案17件、一般質問通告者は6人です。

また、陳情がお手元の請願・陳情文書表のとおり、1件提出されております。

会期につきましては、本日12月2日から12月11日までの10日間といたしました。

1日目の本日は、会期等の決定後、執行部からの議案を全て上程し、議案第63号から議案第72号までについては、提案理由説明後、質疑を行い、所管の委員会に付託し審査をお願いいたします。なお、付託する委員会は、お手元の付託案件のとおりであります。

また、陳情1件につきましても、所管の委員会に付託し審査をお願いいたします。

議案第73号から議案第79号までの補正予算については、提案説明後、全体質疑、討論を行い、本日、採決をお願いいたします。

2日目、3日目は一般質問を行います。一般質問は、くじで決定した順により、2日目4人、3日目2人といたしました。

4日目及び6日目、7日目は休会といたします。

5日目及び8日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

なお、委員会の開催は午前9時でお願いいたします。

9日目は休会としますが、各常任委員会の審査結果報告書の作成日といたしましたので、委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

10日目を最終日とし、各常任委員長より付託案件の審査結果報告をいただき、質疑、討論、採決を行い、全議案を議了したいと思います。また、最終日に議会運営委員会の視察研修結果報告、並びに議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【田村 稔君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から11日までの10日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から11日までの10日間と決定いたしました。

---

○議長【田村 稔君】 日程第3、議案第63号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第63号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、町議会議員の議員報酬について、報酬額の適正化について検討した結果、1万5,000円の増額が適当と結論に至りましたので、本条例一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件の一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容につきましては、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降の議案においても、委員会に付託する議案に係る質疑については同様の取り扱いをお願いいたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしということで、これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第4、議案第64号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第64号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、令和元年人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改定されたことに準じ、町議会議員、町長等及び職員について、同様の措置を講ずるため、それぞれの条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。なお、質疑の後、本議案につきましては、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第5、議案第65号「上三川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」及び日程第6、議案第66号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第65号「上三川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、令和2年4月1日より、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、新たに会計年度任用職員という職が設置されることに伴い、当該職として任用する職員の給与及び費用弁償について規定するものであります。

次に、議案第66号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、令和2年4月1日より、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、新たに会計年度任用職員という職が設置されることに伴い、本町で設置している特別職、非常勤の設置条例等に所要の訂正を行うため、本条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はございますか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 この採用するのは定年のある人全員でしょうか、それとも特定の人なんですか。ちょっとその辺のところ、ご説明願えますか。定年が毎日来るといふ人を再雇用するのは、全員再雇用してやるんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 このたびの会計年度任用職員制度につきましては、地方公務員法等が改正されたことによりまして、特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格されたというよう

なことでございまして、それによりまして会計年度任用職員制度が創設されましたので、条例制定をするものでございます。

再任用職員については、会計年度任用職員には含まれないということになります。

以上です。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 採用の基準は、全員じゃないとするならば、どの人たちが採用されて、どの人は採用されないという、その線引きというのはどの辺で誰がするのかって、条例で決まってるんだから、全員申し込めばできるのか、それとも、それは執行部でだめよと言ったらだめなのか、町長がだめよと言ったらだめなのか、それをちょっと詳しく。条例では決まったんだから、私は勤めたいと言ったら全員勤められるのかと聞いているんですね。課長以上はだめだとか係長はいいんだとか、いろいろその分別があるのかということを知りたい。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 先ほどお答えさせていただきましたように、職員の再任用、これにつきましては、今回の会計年度任用職員ということには入ってございません。参考までに、会計年度任用職員の採用に当たりましては、町のホームページ等で公開するなど、できる限り広く募集を行いまして、競争試験または選考、面接や書類選考になると思いますが、このような方法で適宜能力の実証を行い、採用していくこととなります。

以上です。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。条例についてのみ質問してください。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、この条例が決まると、一般の人も試験にクリアすれば採用になるのかな。それとも、職員以外しかクリアにならないのかな。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 今回の会計年度任用職員につきましては、先ほど申し上げましたように、特別職の非常勤職員あるいは現在臨時職員として採用している方が主には対象になってきますので、募集に当たりましては、ホームページ等で公開して、できる限り広く募集を行うこととさせていただきます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 ほかに質疑はございませんか。10番、津野田重一君。

○10番【津野田重一君】 今日の新聞に載ったと思うんですが、国でもこの臨時職員の給料のやつで、地方公務員もそうなんですけど、給料は、ボーナスも出すような形になるわけですね。そうすると、今日の新聞で指摘してるのは、給料を下げてボーナスを出して、結局収入は同じで、所得は後払いにするという、そういうやり方が地方自治で行われるんじゃないかと、かなり新聞で今日は指摘されていましたが、その辺のことはどう思っておりますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 上三川町における現在採用しております臨時職員ということになりますと、時給単価で多少上がることを想定しております。また、それに期末手当分が上乘せになるということになってございますので、現在の手当等より下がるということはないと思っております。



以上です。

○議長【田村 稔君】 10番、津野田重一君。

○10番【津野田重一君】 じゃ、上三川においては、新聞で指摘したようなことは起こらないということによろしいんですね。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい、そのように考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第7、議案第67号「栃木県市町村総合事務組合規約の一部変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第67号「栃木県市町村総合事務組合規約の一部変更について」、ご説明いたします。

令和2年4月1日から、本町が加入する栃木県市町村総合事務組合において、小山市及び小山広域保健衛生組合が共同処理する事務に加入することに伴う栃木県市町村総合事務組合規約の変更協議につき、地方自治法の規定に基づき議会の同意を求めるところでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はございませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 簡単なことを聞きますが、組合が変わって負担金が多くなるということがあり得るのかないのかをちょっとお聞かせ願えますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 今回の案件につきましては、栃木県市町村総合事務組合の規約の改正ということでございまして、組合で行っております共同処理事務に対して、一部の市や組合が加入するというようなことございまして、負担金に影響するというようなものではございません。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第8、議案第68号「上三川町立図書館の指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第68号「上三川町立図書館の指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

本案件は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間、施設を管理運営する指定管理者として株式会社図書館流通センターを指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 前回の指定管理者と同じ指定管理者というようなことでございますけども、図書館流通センターが今回指定管理者となった経緯をお聞かせ願うとともに、指定管理料についてはどのようにしているのか、お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 まず指定管理者の選定経緯でございますが、町では指定管理者の募集を、公募要項の配付等8月1日から29日まで行いました。その後、8月23日に現地説明会、それを経まして応募書類の受け付けを9月10日から12日というところで行いました。その中で、応募があったのは株式会社図書館流通センター1社のみでございました。その後、10月25日に一次審査、申請書の書類審査、そして二次審査ということでプレゼンテーション、ヒアリングを行いました。その中で、応募した会社が選定の基準といたしております採点関係の必要点数ですね、そちらを超えておりましたので、指定管理者として審査会で決定いたしました。その後、町の指定管理者選定委員会を開きまして、正式に指定管理者の候補者として決定したところでございます。

指定管理料につきましては、公募要項で5年間の指定管理期間の指定管理料3億735万2,000円ということで示しております、正式な指定管理料につきましては、今回の議会で議決をいただければ、指定管理者と協議をして5年間の基本協定を結ぶ中で決めるということになっております。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 今回の5年間の指定管理料が3億735万何がしということでございますが、それ以前の5年間という指定管理料はやはりこの程度の指定管理料だったのかどうか、お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 今回の公募による5年間の指定管理料3億735万2,000円でござ

ございます。そうしまして、これまでの5年間の指定管理料につきましては2億9,101万8,000円でございます。

○議長【田村 稔君】 その他、ご質問ございますか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、これ、どのくらいのことで募集をしてね、1社しか来ないというくらいのことは、どういう募集要項をするのか、ちょっとわかりやすく言ってくれますか。1社しか来ないなんていうのは、よほど我が上三川町もばかにされてるんじゃないかなと思うんですが、少なくとも3社とか4社とか来るべきはずだと思うんですね。それが1社しか来なくて、それが、1社がまた安い金額より値上げしてそれで通っちゃうということが多くなると、この次の5年間終わってまた誰も来なければ、また何千万か多くなってその会社がやるということになりかねないんじゃないかと思うんですが、その辺はどんなふうに募集要項を考えてるんだか、ちょっとお聞かせください。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 今回の指定管理者の募集につきましては、約1カ月間の公募要項配付等行っておりますので、1社しかなかったことに対する問題点というのは、募集期間から考えればないものと考えております。

指定管理料につきましては、私どもで積算した数字の範囲内ということになっております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 あのね、1カ月間公募して誰も来なかったからいいよという話になるし、自分のところで積算した金額よりも、同じだったからいいよということは、ちょっと解せないんじゃないの？ 自分たちが積算したことが、じゃ、もうまるっきり正しいんだという言い方をしているのと同じだよ。それで、1カ月間の公募をしているのに誰も来ない、積算が間違いあって、その値段で来たからオーケーだったというのと一緒にじゃない。じゃ、もっと全国的に公募してみたらどうなの？ 二月かかったっていいわけだから、5年間契約するんだから。そうでしょう？ 1カ月間して1社しか来ない、積算が合ってます、じゃ、オーケーですというのと一緒にじゃないの。ちょっとそこ、答弁してみて。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 まず募集につきましては、ホームページ等も利用しまして全国的に展開しているものでございます。

それとですね、公募要項におきまして指定管理料、それと業務の内容等、応募者には示しておりますので、その範囲内というかそれに沿った形での応募をいただいて審査会での審査を経ておりますということでございます。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 ちょっと今、説明を聞いてるとね、公募した積算を皆さんに言って、その積算のとおり来たからそれに決めましたというのか、全国的に公募したんですよというのは、何をもって全国的に公募したの？ 何の媒体に公募を載せたの？ それをはっきりしないとだめでしょうが。全国自治会何とかに公募全部載せたんだよ、日本中に、というのか、何にそれを載せたのかというのが私たちに言わないと、私たち、何に載せたのかわかる？ それで、積算したことをみんなに公表したんですよ

と言ったんだよ、今。で、その金額で応募してきたから、はい、オーケーですよと言ってるのと同じじゃないの？ そういうやり方が民間委託なの？ そこ、よく考えて説明してくれる？ 全国のどういう媒体にそれをやったんだと、で、1社しか来なかったんだと、それで、これだけのお金ですよと説明して、そのとおりですよと来たからオーケーですよと言ってるのと一緒だよ。はっきり説明してよ。

○議長【田村 稔君】 公募の意味、もう1回説明してやってください。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 指定管理、応募する業者につきましては、ホームページ等で公開することによって注意深くそういうところに応募があるというような情報を入手しているものと理解しております。それが全国展開というか公にしたというような形がとれると理解しております。

提案につきましては、町が示した公募要領あるいは業務の仕様書、そういうところを満たすような形での提案が応募業者から出てきておりまして、それを審査してということになっております。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑ありませんか。15番、石崎幸寛君。

○15番【石崎幸寛君】 5年間で1,600万増えた主な理由、ありましたら教えてください。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 これにつきましては、人件費の上昇によるものが大きいものでございます。

○議長【田村 稔君】 15番、石崎幸寛君。

○15番【石崎幸寛君】 たしか5年前は、職員が図書館の業務をやる場合と指定管理に任せた場合に600万ぐらい節約になるというふうに説明を受けたというふうに記憶してるんですけど、だんだんその差が埋まってきたというふうに思ってもいいですか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 人件費及び消費税の関係等の上昇を考えると、以前よりは指定管理料、上がっているかと考えております。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第9、議案第69号「上三川町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第69号「上三川町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、本年、小学校冬季休業の開始日より新たに上三川小学校の第2学童クラブを開所するに当たり、放課後児童クラブの追加を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 2点なんですけども、1点はですね、この教室の生徒の数ですね。何人ぐらいになるのかということと、あと学童指導員ということで、資格とかですね、指導員の人数、決められていると思うんですけども、これ、どういう状況なのか、それを聞きたいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 まず1点目の利用児童数の数でございますが、定員のほうを現在90名で設定するように考えております。第1学童クラブのほうの利用人数が現在69名ということで、第1学童クラブの利用人数、それと新たに、待機児童で新たな利用をする児童、今現在で約十五、六名程度想定しておりますけれども、合わせまして約85名、こちらを第1学童クラブと第2クラブに振り分けて利用していく考えでございます。その振り分けの内容につきましては、今後、上三川小学校の校長先生と、それから児童の保護者と協議を重ねて決めていきたいというふうに考えております。

2点目についてお答えいたします。指導員の人数でございますが、こちらは運営のガイドラインに1クラブ単位当たり指導員2名以上というような規定がございます。本町の条例においてもそのような規定をしております。その規定どおり、指導員2名以上を配置するように考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 指導員2名配置をするということなんですけども、そのうちの1人はですね、やはり学童保育の研修を受けた、資格を持った人だということなんですけども、それは大丈夫なんですか。

○議長【田村 稔君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 本町の条例におきまして、令和2年の3月31日までに県で行うような研修を受講している者が指導員として認められるものでございまして、今現在、指導員の中でその研修を受けている方を、もしくは指導員の研修が終わっている方を配置するというふうな考えでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第10、議案第70号「上三川町企業誘致等条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第70号「上三川町企業誘致等条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、町の産業振興、雇用機会の拡大及び地域活性化を図るため、現在造成中の上三川インター南産業団地への工場等の早期誘致に向け工場等の新設等を支援する奨励措置を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第11、議案第71号「上三川町工場立地法準則条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第71号「上三川町工場立地法準則条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、対象地区において工場等の緑地面積率及び環境施設面積率の緩和を実施することにより、産業用地の有効活用による工場等の増設及び企業立地の促進を図るため、本条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第12、議案第72号「上三川町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第72号「上三川町公共下水道事業受益者負担

に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、新たに下水道排水区域に認定した石田工業団地、石田南工業団地及び上三川インター南産業団地における受益者負担金の額を設定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 審議途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時01分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【田村 稔君】 日程第13、議案第73号「令和元年度上三川町一般会計補正予算（第3号）」から、日程第19、議案第79号「令和元年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第73号「令和元年度上三川町一般会計補正予算（第3号）」について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、本年10月に発生した台風第19号による被害を受けた公共土木施設などの復旧のほか、当面する課題に適切に対応するため、当初予算に見込むことができなかったもの、額の確定もしくは確定見込みのもの、繰越明許費及び地方債を補正するとともに、今後の財政運営の安定性及び健全性に配慮することとして編成したものでございます。

まず、歳入の主なものにつきましては、国庫支出金では、台風第19号により一定程度以上の被害を受けた公共土木施設の復旧に係る負担金を増額補正いたします。

県支出金では、同じく台風第19号により一定程度以上の被害を受けた生産農家に対する支援及び農地、農業用施設の復旧に係る補助金を増額補正いたします。

繰入金では、財政調整基金繰入金を増額補正いたします。

町債では、災害復旧債を増額補正いたします。

次に、歳出の主なものにつきましては、職員構成の変動等による人件費の補正のほか、総務費では、自治宝くじ助成金を財源とする宝くじ助成事業補助金の減額補正をいたします。

民生費では、前年度の障害者自立支援給付費の額の確定による国・県負担金の償還金を増額補正いたします。

農林水産業費では、台風第19号による被害を受けた生産農家に対する農業災害補助金及び豚コレラ対策事業に係る補助金を増額補正いたします。

土木費では、富士山地区市街地整備事業に係る道路用地取得費を増額補正いたします。

教育費では、ツール・ド・とちぎの開催経費等を補正いたします。

災害復旧費では、台風第19号による被害を受けた農地、農業用施設、河川、道路及び公園の復旧に係る工事請負費などを増額補正いたします。

さらに、繰越明許費の補正といたしまして、道路整備事業を地方債補正といたしまして、災害復旧事業を計上いたします。

この結果、補正予算の総額は9,468万2,000円の増額となり、補正後の令和元年度一般会計予算を113億8,443万8,000円とするものでございます。

次に、議案第74号「令和元年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入では、一般会計繰入金が増額、歳出では、職員構成の変動等による職員給与費等の増額で、補正予算の総額は258万7,000円の増額となり、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ31億240万8,000円とするものでございます。

次に、議案第75号「令和元年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入では、一般会計繰入金の減額、歳出では、職員構成の変動等による減額で、補正予算の総額は463万6,000円の減額となり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,488万1,000円とするものでございます。

次に、議案第76号「令和元年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入では、一般会計繰入金の減額、歳出では、職員構成の変動等による減額及び後期高齢者広域連合納付金の増額で、補正予算の総額は348万7,000円の減額となり、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億6,958万1,000円とするものでございます。

次に、議案第77号「令和元年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入では、主に分担金、負担金及び繰入金が増額、歳出では、主に需用費が増額で、補正予算の総額は477万2,000円の増額となり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,777万2,000円とするものでございます。

次に、議案第78号「令和元年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

資本的支出における補正増額71万7,000円の内容は、会計間の異動に伴い人件費を増額するものでございます。



次に、議案第79号「令和元年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

資本的支出における補正増額180万3,000円の内容は、会計間の異動に伴い人件費を増額するものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細につきましては、所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 それでは、議案第73号「令和元年度上三川町一般会計補正予算（第3号）」につきましてご説明いたします。

事項別明細書により歳入からご説明いたしますので、補正予算書の12、13ページをお開き願います。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、3目災害復旧費負担金、補正額2,401万2,000円の増額につきましては、土木施設災害復旧費負担金として、台風19号による被災した道路及び公園の災害復旧工事に係る事業費の66.7%を見込むものです。

次の第15款県支出金、第1項県負担金、1目民生費負担金、補正額6万2,000円の増額につきましては、対象者数に応じて財政支援される後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金で、後期高齢者医療特別会計に繰り出しするものでございます。

同じく第2項県補助金、4目農林水産業費補助金、補正額2,929万7,000円の増額につきましては、1節農業費補助金で、台風19号による被害を受けた生産農家を支援する農業災害対策特別措置104万7,000円と農地及び農業用施設の災害復旧事業2,825万円を見込むものでございます。

次に、18款第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,401万円の増額につきましては、補正予算の財源不足として繰り入れするものでございます。

第20款諸収入、第4項3目雑入319万9,000円の減額の主なものとしましては、自治宝くじ助成金不採択によるものでございます。

第21款町債、第1項町債、8目災害復旧債3,050万の増額につきましては、台風19号災害による災害復旧事業に充てるため起債するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 続きまして、歳出のご説明をさせていただきたいと思いますが、事項別明細の説明に入ります前に、給与費明細書のご説明をさせていただきます。26ページをお開き願います。なお、給与費関係の補正予算につきましては、ここで総括して説明を行いますので、各事項別明細書の中での給与費関係の説明は省略させていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは、ご説明をさせていただきます。

26ページの補正予算給与費明細書の1特別職でございますが、表の一番下の欄、比較の欄をご覧になっていただきたいと思います。合計で38万6,000円を増額することにつきましては、町長や

議員などの特別職における期末手当について、人事院勧告に基づく改定により、支給月数が0.05カ月増える見込みとなっておりますことから増額するものでございます。

続きまして、27ページをご覧ください。2の一般職でございますが、(1)総括の表の一番下の行、比較の欄をご覧くださいと思いますが、給料の1,427万7,000円の減額につきましては、主には会計間の異動に伴う職員構成の変動や育児休業の取得によるものでございます。また、共済費の80万5,000円の増額は、主には会計間の異動に伴う職員構成の変動によるものでございます。

なお、職員手当の26万2,000円の増額につきましては、下の表、職員手当の内訳の表で説明をさせていただきます。

管理職手当の43万1,000円の増額と扶養手当の214万円の増額、通勤手当の11万1,000円の減額、下の欄に行きまして、住居手当の13万4,000円の増額、さらには児童手当の52万5,000円の増額につきましては、いずれも支給対象者の増減や会計間の異動に伴う職員構成の変動によるものでございます。また、上の欄、時間外勤務手当の210万円の減額は、主には、これまでに執行いたしました選挙における時間外勤務手当の確定によるものでございます。また、期末手当の172万3,000円の減額は、主には会計間の異動に伴う職員構成の変動や育児休業の取得によるものでございます。下の欄に行きまして、勤勉手当の96万6,000円の増額は、主には人事院勧告に基づき、支給月数の増が見込まれることによるものでございます。

以上で給与費明細書のご説明を終わります。

続きまして、事項別明細についてご説明をさせていただきます。14、15ページをお開き願います。

第2款総務費、第1項総務管理費、2目行政管理費の187万3,000円の増額補正につきましては、12節役務費、通信運搬費によるもので、これまでそれぞれの歳出科目で計上しておりました郵送料について、今年度から2目行政管理費で一括管理することになりましたことに伴い、詳細な郵送料の把握が困難でありましたことなどにより、郵送料が見込みより増加し、予算額に不足が生じる見込みとなっておりますことから、増額するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 続きまして、6目コミュニティ推進費450万円の減額は、19節負担金、補助及び交付金のうち補助金で、宝くじ助成事業の明治コミュニティ推進協議会と本郷コミュニティ推進協議会分が不採択になったことによるものです。

以上です。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 次の11目情報管理費380万8,000円の増額につきましては、13節委託料で、地方自治法施行規則が一部改正され、令和2年4月1日より、歳出科目の28節のうち7節賃金が廃止となり、27節での運用になることに伴い、財務会計システムの改修費用でございます。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 続きまして、16、17ページをお開き願います。

第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費の23節償還金、利子及び割引料の172

万8,000円の増額補正につきましては、平成30年度障害者自立支援給付費の確定に伴い、国及び県へ負担金の一部を返還するものでございます。

続きまして、5目老人福祉費の28節繰出金の553万6,000円の減額補正につきましては、国民健康保険事業特別会計で258万7,000円の増額、介護保険事業特別会計で463万6,000円の減額、後期高齢者医療特別会計で348万7,000円の減額を行うもので、これらは会計間の職員の異動によるものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 農政課長。

○農政課長【小池光男君】 続きまして、18ページ、19ページをご覧いただきたいと思います。

第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費の補正予算をご説明いたします。297万円の増額につきましては、19節負担金、補助及び交付金の209万5,000円の増額は、本年10月に発生しました台風19号により被災を受けた農作物に対して、農薬購入費や肥料購入費などの農業災害対策補助金として増額するものでございます。23節償還金、利子及び割引料の87万5,000円につきましては、平成30年度分農業次世代人材投資事業に関して、事業採択要件の変更により、交付金の一部を返還するものでございます。

次に、4目畜産業費の290万円の増額についてご説明をいたします。19節負担金、補助及び交付金の290万円の増額は、豚コレラ対策事業として、野生動物などの侵入を防ぐための防護柵設置に要する費用に対して補助するものでございます。

次に、5目農地費の40万9,000円の増額についてご説明をいたします。28節繰出金の40万9,000円の増額は、農業集落排水事業特別会計において、前年度繰越金の確定や事業費の確定見込みによる繰出金でございます。

以上で、6款の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 続きまして、20ページ、21ページをご覧ください。

第8款土木費、第4項都市計画費、1目都市計画総務費の補正予算についてご説明申し上げます。第17節公有財産購入費でございますが、こちらは、富士山地区市街地整備事業におけます町道5-200号線及び5-204号線の道路用地費用に係る経費でございます。施工承諾により整備した未相続の道路用地について、相続登記が完了したことにより、土地売買契約を速やかに締結するための費用でございます。また、公園用地取得費につきましては、公園用地の取得費が確定したため不用額を減額補正し、こちら、合わせて108万2,000円、これを補正予算で計上したものでございます。

続きまして、3目街路事業費についてご説明申し上げます。こちらは需用費170万3,000円でございますが、こちらは、修繕料といたしまして、町道1-8号線及び町道2-12号線主要地方道宇都宮結城線に係る街路灯及び道路灯の不点灯箇所の修繕に係る経費でございます。この不点灯箇所による修繕費が増加したために170万3,000円を補正計上したものでございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 続きまして、22ページ、23ページをお開きください。

中ほどに記載の第10款教育費、第5項保健体育費、2目体育振興費の補正についてご説明いたします。まず、この費目の減額補正につきましては、10月に開催が予定されておりました町民スポーツレクリエーション祭及び本町も出場を予定しておりました栃木県体育協会主催の県民スポーツ大会が台風の影響により開催できなかったことから、8節報償費の大会参加者記念品代や11節需用費の役員、選手の弁当代43万2,000円、14節使用料及び賃借料のスポーツレクリエーション祭のテント、ステージの借上料118万7,000円などの不用額を減額するものでございます。また、増額補正につきましては、来年3月に自転車レース、ツール・ド・とちぎが開催され、本町もコースになることが決定しましたことから、その必要経費としまして、11節消耗品費で、スタッフジャンパーなどの費用168万5,000円や、印刷製本費で、交通規制の周知用チラシの作成費用11万3,000円などを計上するものでございます。

○議長【田村 稔君】 農政課長。

○農政課長【小池光男君】 続きまして、第11款災害復旧費、第2項農林水産業施設災害復旧費の増額補正につきましては、本年10月に発生しました台風19号による災害復旧事業に要する補正予算でございます。1目農地災害復旧費をご説明いたします。2,652万4,000円の増額につきましては、11節需用費の2万4,000円は、農水省による災害査定における被災箇所識別表示板を設置するため、表示板作成に要する消耗品を増額するものでございます。13節委託料の250万円は、災害査定設計書、実施設計書作成に要する委託料を増額するものでございます。15節工事請負費の2,400万円は、農地の表土流出や流入など、農業生産基盤の復旧として、被災エリア11カ所、約5.3ヘクタールの復旧に要する農地の災害復旧工事費を増額するものでございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。

次に、第2目農業施設災害復旧費をご説明いたします。2,761万6,000円の増額につきましては、13節委託料の250万円は、災害査定設計書、実施設計書作成に要する委託料を増額するものです。15節工事請負費の2,500万円は、農業用水路など農業用施設の復旧として、被災エリア15カ所、約1,650メートルの復旧に要する農業用施設の災害復旧工事費を増額するものでございます。19節負担金、補助及び交付金の11万6,000円は、鬼怒川取水口とする三本木地内清次郎用水の頭首工が被災し、復旧工事が必要になったことから、関係する真岡市、下野市と協議し、負担割合による分担金として増額するものでございます。

以上で、11款2項の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 続きまして、11款3項土木施設災害復旧費の説明をさせていただきます。まず初めに1目河川災害復旧費でございます。こちらにつきましては、15節の工事請負費なのですが、台風19号により被災した箇所を早急に復旧し治水機能を維持するため、普通河川5カ所に係る復旧事業費、これを計上させていただいたものでございます。

続きまして、2目道路橋梁災害復旧費でございます。こちらにつきましては、15節工事請負費といたしまして、台風19号により被災した箇所を早急に復旧し道路機能を維持するため、町道29カ所の

復旧費用を計上したものでございます。

続きまして、3目公園災害復旧費でございます。こちらにつきましては、15節工事請負費といたしまして、台風19号により被災した箇所を早急に復旧し公園を利用可能にするための経費といたしまして、都市公園桃畑緑地公園の復旧事業費1カ所、これを計上したものでございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 続きまして、第14款第1項1目予備費500万円の増額につきましては、台風19号の災害対策時に予備費で対応したことにより、残りが少なくなったことから、年度末までの不測の事態に対応できるよう増額するものでございます。

ページを戻っていただきまして、8ページをお開き願います。第2表繰越明許費につきましては、8款第2項道路橋梁費、道路整備事業におきまして、年度内の事業完了が困難なため、繰越明許するものでございます。

次の第3表地方債補正につきましては、表に記載のとおり、歳入でご説明いたしました災害復旧事業について、限度額等を定めるものでございます。

以上で令和元年度上三川町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 続きまして、議案第74号、令和元年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

2の歳入からご説明いたします。

第9款繰入金、第1項繰入金、2目一般会計繰入金258万7,000円の増額は、職員構成の変動等により、一般会計より繰り入れるものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。

3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費258万7,000円の増額は、職員構成の変動等によるものでございます。

以上で議案第74号、令和元年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 続きまして、議案第75号、令和元年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

2の歳入からご説明いたします。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金の1節職員給与費等繰入金463万6,000円の減額補正につきましては、人事異動に伴う会計間の職員の異動によるものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。

3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費の463万6,000円の減額補正につきましては、会計間の職員異動等によるもので、2節給料、3節職員手当等、4節共済費からそれぞれ減額するものでございます。

以上で介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 続きまして、議案第76号、令和元年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

2の歳入からご説明いたします。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金357万円の減額は、職員構成の変動等によるものでございます。2目保険基盤安定繰入金8万3,000円は、保険基盤安定制度負担金の額の確定による増額でございます。

12ページ、13ページをお開き願います。

3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費357万円の減額は、職員構成の変動等によるものでございます。

第2款後期高齢者広域連合納付金、第1項後期高齢者広域連合納付金、1目後期高齢者広域連合納付金8万3,000円は、保険基盤安定制度負担金の額の確定による増額でございます。

以上で議案第76号、令和元年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 上下水道課長。

○上下水道課長【伊藤知明君】 それでは、続きまして、議案第77号、令和元年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ11ページをお開きください。

まず歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目農業集落排水事業費分担金270万円の増額は、受益者の増に伴うものでございます。

次に、第3款繰入金、第1項1目一般会計繰入金の40万9,000円の増額及び第4款繰越金、第1項1目繰越金の166万3,000円の増額につきましては、ともに額の確定によるものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。

歳出でございます。

第1款農業集落排水事業費、第1項総務費、1目一般管理費の人件費であります2節給料、3節職員手当等、第4節共済費の増減額は、会計間の異動によるものでございます。同じく8節報償費の23万円の増額は、受益者の増に伴いまして、前納報奨金を増額するものでございます。

次に、第2項施設管理費、1目施設管理費、11節需用費の462万5,000円の増額は、大山クリーンセンター及び南部クリーンセンターの機器の老朽化に伴いまして、修繕改修を行うためのものがございます。

次に、第3項建設事業費は、財源の組み替えに伴うものがございます。

以上で、令和元年度上三川町農業数集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

続きまして、議案第78号、令和元年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第79号、令和元年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

水道事業会計の資本的支出におきます補正額71万7,000円及び下水道事業会計の資本的支出におきます補正額180万3,000円は、ともに会計間の異動に伴う人件費の増額でございます。

以上で、議案第78号、令和元年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第79号、令和元年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 一般会計の25ページ、ここに土木災害費で工事請負額が、これで全部町の床下、床上やったやつの道路や何から全部直る予算書で、これで直るといふ予算なんですか。それとも、これはごく一部のものなんですか。ちょっと説明をしてくれますか。

○議長【田村 稔君】 どの部分？ 災害、農業、何？ 箇所、何目とか。

○9番【勝山修輔君】 土木施設災害復旧費の工事請負額がね、15節工事請負費で金額が載ってるんですが、これで災害のものが終わるんでしょうか、終わらないんでしょうかということをお聞きしたい。

○議長【田村 稔君】 これ、河川部分だけですよ。

○9番【勝山修輔君】 全部、ここにあるじゃない。

○議長【田村 稔君】 ちょっと勝山議員、ちょっと言ってる意味がわからないんですけど。

○9番【勝山修輔君】 じゃ、いいですか。3項土木施設災害復旧費、11款、1、2、3とありますが、この金額の補正額が、工事請負額がありますが、この河川の災害の復旧と公園の復旧の額がこれだけ違うのは、まず1つ、どういうことですかということね。

それともう1つ、この金額で復旧ができるかできないかということ詳しく聞きたいということなんです。もういいですか、大丈夫ですか。

○議長【田村 稔君】 大丈夫です。要するに、河川と公園の災害復旧費の話ね。

○9番【勝山修輔君】 はい。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 ただいまのご質問なんです、河川災害復旧事業費といたしまして、今回補正で199万9,000円、こちらの費用につきましては、普通河川の5カ所、こちらのほうです。堆積土除去及び護岸工事ですか、玉石積みとかですね、被災した箇所の復旧事業費といたしまして199万9,000円、こちらのほうで全箇所、河川につきましては復旧する見込みでございます。

それと公園復旧事業費、こちらにつきましては、桃畑緑地公園で土砂が堆積したものと、あとは公園

内の園路、こちらのほうの舗装がめくれ上がったことによりまして、復旧する経費でございます。そちらのほうで1,000万、こちら1,000万のほうの補正予算を組んでおりますので、こちらで全てです、災害復旧は完了する予定になっております。金額が違い過ぎるというのは、被災の規模、これによって金額が変動するというところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうするとですね、河川の復旧が5カ所で199万9,000円ぐらいで直つてですね、今度、この次にある道路河川というのかな？ には、これが3,000万あるわけね。公園が1,000万あるわけ。そうすると、私が見てるのに、この河川の氾濫が一番多くて、床下浸水、床上浸水があって、その対策がしないうちに護岸の整備しても、私はまた水が増えたら乗っていつちゃうんじゃないかというふうに思うんですね。私は公園よりも人災、人間の災害のほうを優先するべきじゃないかというふうに思うんですね。公園の利用も確かに大切かもしれないんですが、道路にも土砂がいっぱい残ってるのを苦情がたくさん来てます。農地にもそれが流れてます。そういうことをしていないで、こんな道路だの公園やる、それだけの予算はうちの町にはあるんでしょうか。それはちょっとはっきり答えてもらえますか？

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。対象の河川を多分勘違いしてるんじゃないかと思うので、説明してください。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 ただいまの河川災害復旧事業なんですけど、こちらにつきましては、町管理の例えば井川とか赤沢川、こちらのほうで今回被災を受けた復旧事業費でございます。それで、今おっしゃられてました床上、床下とかその辺の復旧費とかそういった話はこの災害復旧事業の中には入っておりませんので、そちらの河川におけます災害復旧事業費を計上したもので、例えば県が管理しております田川、今回大分災害を受けているんですが、こういった費用は県のほうで実施いたしますので、町としては、町管理の普通河川、こちらの復旧事業費のみ計上させていただいているところでございます。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、議長が言ったように、河川を勘違いしていると言うけど、河川を勘違いしてません。町が管理してる河川の修理をする前に、壊れないようにすることも考えて復旧はするんじゃないですかというお尋ねをしてるんです。今、私はよく国の予算か分かりませんが、こういうものを申請すれば出すよというふうなことを新聞では聞いてますが、そういうものを利用して改修というのをするんじゃないのかなというふうに思ってるわけですね。だから、そこのところ私とかみ合わないのが、町が管理してる河川が氾濫してるんですよ。氾濫してるから田川の水が逆流するんですよということも一緒なんですよ、河川というのは。そうでしょう。だから、そういう対策もしてますかと聞いてるんです。

○議長【田村 稔君】 勝山議員、補正予算に対する審議なんで、対策してるかどうかというのは今度の予算なりのときにお願ひします。

その他、質疑ございますか。14番、稲葉 弘君。



○14番【稲葉 弘君】 一般会計の質問なんですけども、13ページなんですけども、自治宝くじ助成金ということで450万減額になってますけど、これは先ほど不採択ということをお話聞いたんですけど、どういう理由で不採択になったのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 担当課としましては、不採択という通知を受け取っただけで、その理由については伺っておりません。

以上です。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 そうしますとね、町のほうの予算ということで不足すると思うんですけども、これはやはり一般会計あたりで補正するとか、そういう考えなんですか。

○議長【田村 稔君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 不採択の通知につきましては年度当初に受け取っておりますので、この事業については実施しておりません。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑ございませんか。10番、津野田重一君。

○10番【津野田重一君】 12ページ、13ページの歳入の部分なんですけど、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけど、歳入の国庫負担金がありますけど、災害復旧費は国庫補助金95%だという私、認識なんですけど、これは60何%という先ほど説明がありましたが、災害復旧費というのがどういう率で町に入ってくるんですか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 負担法の災害復旧事業費でございますが、3分の2が国の補助ということで、そちらの3分の2ということで66.7%が国庫の負担でございます。また、裏負担といたしまして、町で負担する裏負担の中に起債とかそういったものがございまして、あとは、例えば災害復旧の中でも激甚災とかそういったもので負担の割合というのは変わってくるものだと思っておりますが、今回の災害復旧事業費につきましては、3分の2の補助の66.7%が国負担ということでございます。

○議長【田村 稔君】 10番、津野田重一君。

○10番【津野田重一君】 じゃ、お聞きしますが、県で河川なんか、田川なんかの改修やりますよね？ あれの比率も全く66.何%なんです。そこで私、95%という話を聞いてるんですけど、じゃ、町と県によって災害の、同じ激甚災害でも比率が変わってくるんですか、それは。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 県と町での負担率なんですけど、これはですね、私が存じ上げてるところは、負担率は変わらないものだと思います。3分の2補助になっているかと思えます。ただ、例えば起債充当とかですね、そういったもので国のほうで負担するというものがあるんですけど、今回の災害につきましては、3分の2の補助ということで確認はしております。

○議長【田村 稔君】 10番、津野田重一君。

○10番【津野田重一君】 そうすると、起債の部分は後で国から戻ってくるという考えでいいんですか。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 災害復旧事業債につきましては、元利償還金の95%が今年度の基準財政需用額に算入することになりますので、そちらで交付税措置されるということになるかと思えます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑ありませんか。3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 18、19ページの農業振興費の中の負担金、補助及び交付金のところでね、農業災害補助金というところがあると思うんですけども、台風19号で被災を受けた農家さんへの補助ということなんですけれども、今回、田川沿いとかいろんところで被害を受けてる農家さんがたくさんいると思うんですけども、その農家さんを選ぶ基準というか、それから優先順位とか、その災害をどういうふうに振り分けてるのかというのを、その辺を伺います。

○議長【田村 稔君】 農政課長。

○農政課長【小池光男君】 18、19ページの農業振興費の19節に関しましては、栃木県の農業災害対策特別措置条例に基づいてですね、県が2分の1の補助、町が2分の1の補助という条例に基づいた今回は措置をしております。現実、実際被災された農作物につきましては、町、JA、それと河内農業振興事務所の3団体ですね、現地調査のほうを行いました。また、農業者からの報告によりまして、現地を調査したところ、本町の被害につきましては、農作物5品目、イチゴ、アスパラガス、トマト、ニラ、ブロッコリーに被害を受けたということでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 それは分かったんですけど、その優先順位というか、そういうのはどういうふうに決めたんですかね。

○議長【田村 稔君】 農政課長。

○農政課長【小池光男君】 枠組みはございませんので、優先順位をつける必要がございませんので、災害を受けたものに関しては、一定要件を満たしているものに関しましては、これは補助できるというような内容でございます。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 じゃ、それは農家さんからの申請という形でよろしいんですか。

○議長【田村 稔君】 農政課長。

○農政課長【小池光男君】 まだ今後の話になりますが、予算措置がまだ整ってございませんので、今後、補正予算通過後にですね、被災農家から申請をいただく予定でございます。

○議長【田村 稔君】 その他。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 災害復旧の国庫支出金のことで、12ページのことで聞きますが、今、66.7%だというふうに答弁すると課長の言う66.2%だというの0.5%の違いがどうして起きるのかなということが1つと、足りなかったら町が起債を借金してやるんですよというのは分かるんです。その起債をしたやつは後で返ってきますかという質問をしてるんですね。返ってくるのかこないのか明確にして。それは町がつくった借金だから、国が払ってくれるはずはないんじゃないかなと

いうふうに私は思うんですね。国はこれだけの予算をあげましたよ、県はこれだけの予算をあげましたよ、それであなたの町も負担しなさいよとって復旧していくんだと理解しているんですね。そうすると、今言うように、0.5%だってでっかい金額ですよ。

○議長【田村 稔君】 勝山議員、0.5%、どっちも同じ数字だと思うんだけど。

○9番【勝山修輔君】 いや、言ってるのは66.7%と。課長が言うのは66.2%と。

○議長【田村 稔君】 違いますよ、一緒ですよ。一緒の数字ですよ。

○9番【勝山修輔君】 じゃ、一緒であれば、この残ったもの、町が負担するのを借金だということなんですけど、今言ったように、借金したものは国から返ってくるんですか、こないんですかということをよく聞いてくれますか。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 先ほどご説明させていただきましたとおり、元利償還金につきましては、95%が基準財政需要額に算入されますので、交付税の交付団体であるということであれば、そちらに算入されるということになります。

○9番【勝山修輔君】 わかりやすく言ってよ、返るのか返らないのか。

○企画課長【枝 淑子君】 交付団体である場合には、基準財政需要額に算入されますので、町の必要経費として参入されるということになります。

○9番【勝山修輔君】 だから、返らないということだろう。

○議長【田村 稔君】 企画課長、分かりやすく説明してください。

○企画課長【枝 淑子君】 町の歳出として、必要なお金としてそちらもカウントされるということになります、含まれるということになります。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第73号「令和元年度上三川町一般会計補正予算(第3号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号「令和元年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号「令和元年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり

り決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号「令和元年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号「令和元年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号「令和元年度上三川町水道事業会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号「令和元年度上三川町下水道事業会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長【田村 稔君】 日程第20、陳情第8号「介護福祉職員処遇を当面月4万円引き上げる助成制度の新設を国に求める意見書の提出を要請する陳情」については、お手元の請願・陳情文書表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。会議規則第46条第1項の規定により、常任委員会に付託しました議案第63号から議案第72号まで、及び陳情第8号については、12月9日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、議案第63号から議案第72号まで、及び陳情第8号については、12月9日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

○議長【田村 稔君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日、午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでございました。

午前11時57分 散会